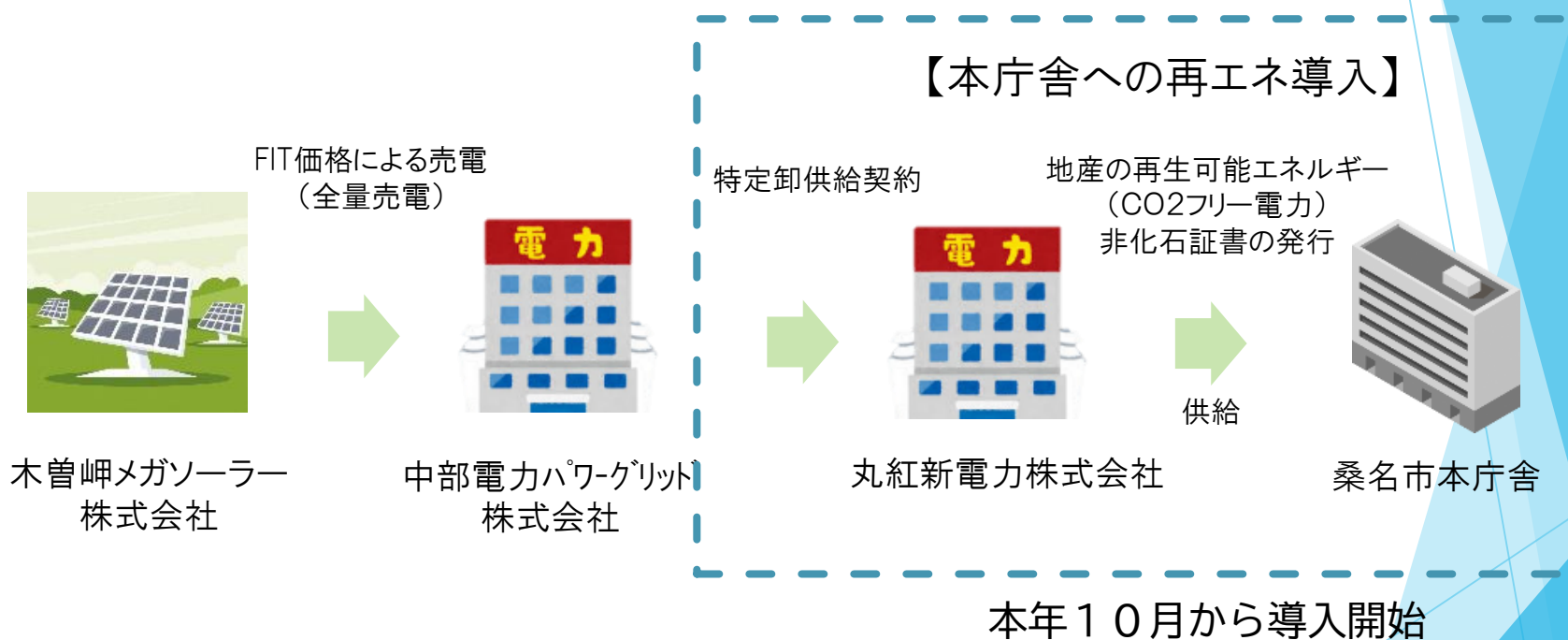


市の取り組み状況について

(1) 本庁舎への再生可能エネルギーの導入



年間約450tのCO2削減効果が見込まれます

市の取り組み状況について

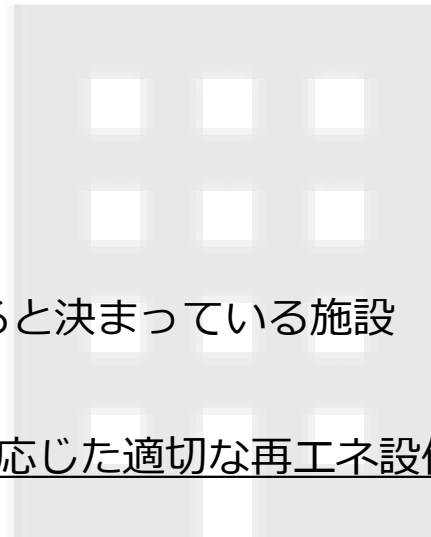
(2) 公共施設等への再生可能エネルギー設備導入方針

対象施設：

市が所有する全施設の内、下記「導入基準」を満たす施設

導入基準：

- (1) 再エネ設備を導入する施設は
 - ①新設及び大規模改修を予定する施設
 - ②施設のあり方（方向性）が今後永続させると決まっている施設
 - ③第三者から土地を賃借していない施設
- (2) 新設施設への導入時には、施設や地域性等に応じた適切な再エネ設備の導入を設計段階から検討し選定する
- (3) 大規模改修時には、躯体等を考慮し可能な限りの再エネ設備の導入を図る
- (4) 付帯させることが難しい時には、余剰地などでの再エネ設備の導入を図る
- (5) 省エネ設備等の導入にも積極的に取り組む
- (6) 導入においては、交付金や補助金又は公民連携手法等を検討する



市の取り組み状況について

(3) 公用車の次世代自動車導入方針

現状：

公用車 133台（消防、上下水道部を除く本庁管轄のみ）

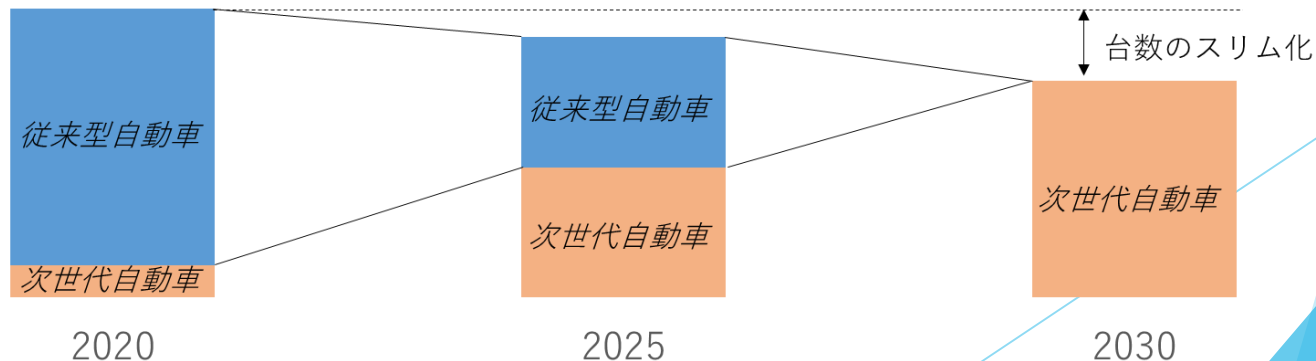
- ・購入車両 59台（うち共用車 11台、専属車 48台）
- ・リース車両 74台（うち共用車 17台、専属車 57台）



内、市が保有する次世代自動車 15台（EV車3台、HV車6台、CDV車6台）

今後の取り組み：

- ・公用車の台数削減（カーシェアリングの活用）
- ・2030年までに次世代自動車への転換



市の取り組み状況について

(3) 公用車の次世代自動車導入方針

対象：

市が導入する（購入・リース・貸与・寄附等）全ての自動車

次世代自動車の定義：

電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車

基本方針：

公用車の導入に当たっては、次に掲げる自動車を選定する

- ①次世代自動車
- ②次世代自動車の導入が困難な場合は、特に排出ガスが少なく、かつ燃費性能に優れた自動車を導入する
- ③重量車及び特殊・種車両、その他特に必要と認める車両に限り、求める仕様に適合する自動車の中に前項の自動車が無い場合は、本方針の趣旨を十分理解したうえで、導入部局の判断で導入する

市の取り組み状況について

(4) その他の取り組み

○共用自転車の導入

- ・ 自転車は健康増進効果があり、CO₂を排出しない手軽な移動手段
- ・ 共用車と同様、グループウェアで予約するだけで利用可
- ・ 6月より運用開始（3台）



○庁内連携

- ・ 各課に配置された行政改革推進員が、「脱炭素」をテーマとして各部署でできることは何かを研究、検討
- ・ 事業、啓発、事務改善及び実施に向けた課題抽出

○省エネオフィスプラン

- ・ 地球温暖化対策、省エネ
- ・ 節電、コンセントオフ、エレベーターの使用自粛、昼休み消灯、冷房28℃、エコドライブ、ノーマイカーデー、クールビズ など